

定 款

株式会社山田再生系債権回収総合事務所

株式会社山田再生系債権回収総合事務所 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社山田再生系債権回収総合事務所と称し、英文では YAMADA SERVICER SYNTHETIC OFFICE と表示する。また、通称は、山田再生系サービサー総合事務所とする。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 測量に関する一切の事業
2. 製図及びトレース業
3. 地質調査及び土地造成業務
4. 土木の設計及び工事施工監理
5. 司法書士、司法書士法人、土地家屋調査士、土地家屋調査士法人の委託による登記申請書、及びその添付書類のタイプ印書、謄写、印刷
6. 司法書士、司法書士法人の委託による裁判所、検察庁に提出する書類のタイプ印書、謄写、印刷
7. 行政書士の委託による諸官庁に提出する書類のタイプ印書、謄写、印刷
8. ワードプロセッサによる文書作成
9. 不動産に関するコンサルティング
10. 不動産の鑑定業務
11. 不動産の有効利用に関する企画、立案
12. 不動産の賃貸及び管理業務
13. 財産管理、運用に関するコンサルタント業務
14. 労働者派遣事業
15. 販売、情報、技術等に関する企業提携の斡旋、会社の合併に関するコンサルティング並びに経営情報の提供
16. 書籍の出版及び販売
17. 特定金銭債権の回収及び管理業務
18. 金融機関・取引当事者の委託を受けてなす担保物権の事務管理等のエクスクロー業務

19. 金銭の貸付及び斡旋並びにその他の貸付の事務代行及び債務保証
20. 給与計算、請求書・領収書の発行、債権管理事務、財務書類の調査及び会計事務の事務代行業
21. 集金の代行業務
22. 不動産の売買・交換及びその仲介並びに所有及び利用
23. 特定金銭債権の売買及び仲介業務
24. 事業再生に関する業務
25. 債権、債務者及び担保に関する調査業務
26. 第三者のための資産評価業務
27. 債権管理回収業務に関するコンサルティング業務
28. 有料職業紹介業
29. 有価証券等金融商品の保有、運用、管理及び売買並びにその他投資事業
30. 前各号に附帯する業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を横浜市西区に置く。

(機 関)

第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、15,072,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(3) 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主の権利行使、株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(2) 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(株主総会の決議方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(2) 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、6名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (3) 取締役の選任議決については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長、招集通知)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長に任ずる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。

- (2) 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- (3) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- (2) 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(業務執行)

第24条 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役または常務取締役は、社

長を補佐してその業務を分掌する。

- (2) 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- (2) 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 29 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

- (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集は各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 35 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 37 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 38 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当の基準日)

第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(中間配当)

第 42 条 会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

治 革

制 定	昭和	56 年	10 月	24 日
改 訂	昭和	58 年	2 月	25 日
改 訂	昭和	62 年	9 月	26 日
改 訂	平成	元年	7 月	6 日
改 訂	平成	元年	8 月	18 日
改 訂	平成	2 年	5 月	1 日
改 訂	平成	3 年	6 月	14 日
改 訂	平成	4 年	3 月	27 日
改 訂	平成	6 年	3 月	25 日
改 訂	平成	8 年	11 月	12 日
改 訂	平成	11 年	6 月	14 日
改 訂	平成	12 年	3 月	27 日
改 訂	平成	13 年	3 月	27 日
改 訂	平成	13 年	9 月	26 日
改 訂	平成	14 年	1 月	31 日
改 訂	平成	14 年	3 月	26 日
改 訂	平成	15 年	3 月	26 日
改 訂	平成	16 年	3 月	26 日
改 訂	平成	19 年	3 月	29 日
改 訂	平成	20 年	3 月	28 日
改 訂	平成	21 年	3 月	30 日
改 訂	平成	22 年	1 月	6 日
改 訂	平成	31 年	3 月	28 日
改 訂	令和	4 年	3 月	30 日
改 訂	令和	7 年	3 月	31 日